

## 新型コロナウイルスに対する対応方針について（更新）

現在なお猛威を振るう新型コロナウイルスに対する対応について、改めて通達を公示します。

これまでと同様に、社内外への感染被害抑止と、本社を始めとする各拠点（東京・大阪・福岡・札幌・名古屋・神奈川）に勤務する従業員の安全確保を最優先に、2020年3月30日より4月30日の間、以下の対応を継続・追加実施します。

関係お取引先様におかれましては、大変なご不便・ご心配をおかけいたしますが、全社一丸となつてこの難関を乗り越えるべく対応してまいりますので、何卒ご理解とご了承を賜りたくお願い申し上げます。

### 【 対応方針の概要 】

#### ■ 職域の感染予防（継続）

- ・ 職域の消毒
  - ▷ 物の表面の消毒には、アルコール消毒薬（70%）および次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）を用いる。  
（不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤などを定期的に消毒することで接触感染予防を行う。）
- ・ ソーシャルディスタンス（他人との接触機会を減らす）
  - ▷ 感染機会を低下させるために職域においては、
    - ① 人が集まる休憩室や食堂等の利用を原則禁止する。
    - ② 対面での業務を減らす。
    - ③ 人との間の距離を2m以上に保つ。などの工夫を行う。

#### ■ 人事施策（継続・一部変更）

- ・ 感染者や接触者として自宅待機や在宅勤務を余儀なくした場合、また家族の看病や子供の学校の休校のため出勤できない場合等は、例外的な人事施策の運用を行う。

項目	備考
自宅待機中の社員に対する給与の取扱い	会社指示の場合は有給とする。
各都道府県の要請等で在宅勤務等を行う場合	原則「各本部の判断」による。本部判断で出勤停止とする場合は「特別休暇」とする。
健康弱者（慢性疾患のある者・高齢労働者）への配慮	上長判断にて出勤免除とする。（有給）
通勤への配慮（公共交通機関利用者）	時差出勤・在宅勤務の導入。（実施詳細は状況を鑑みて、各拠点長および本部長判断とし、即効性に重点を置く。）
時間短縮勤務および在宅勤務	拠点所在地の行政要請が発令された場合、状況を鑑みながら ①時間短縮勤務 → ②在宅勤務を実施する。 ・この場合、実施する拠点の事務業務は原則、本社がこれを代行する。（名古屋工場・神奈川工場を除く）
在宅勤務に必要な環境の整備（通信環境）	通信費用として実費相当額を支給する。

#### ■ 対外的施策（継続）

- ・ 感染抑止を遂行するために以下の行動を実施する。
  - ▷ 社内外における会議の原則オンライン化  
社外の方との会議および社内の会議については、原則テレビ会議等のオンラインとする。
  - ▷ 不要不急の出張の禁止  
国外はもとより国内出張においても、不要不急の出張を原則禁止。（本部判断）
  - ▷ 展示会等を含む、他社主催イベントへの参加を禁止。  
業務上参加する展示会等を含む、他社主催のイベントについても、参加人数および規模の如何に関わらず参加を禁止。
  - ▷ 休日の不要不急の外出および、人の密集地・レジャーなどを極力控える。  
→ 社会人として、三和物産の社員として、感染の可能性のあるような場所へは出向かず、1人1人が「自分は社内において、最初の感染者には絶対にならない！」との思いで、自覚のある行動をとる。

※ 本日（3月30日）時点で4月30日（木）までの実施を予定。以降については、状況を鑑みながら随時対応して行きます。

以上